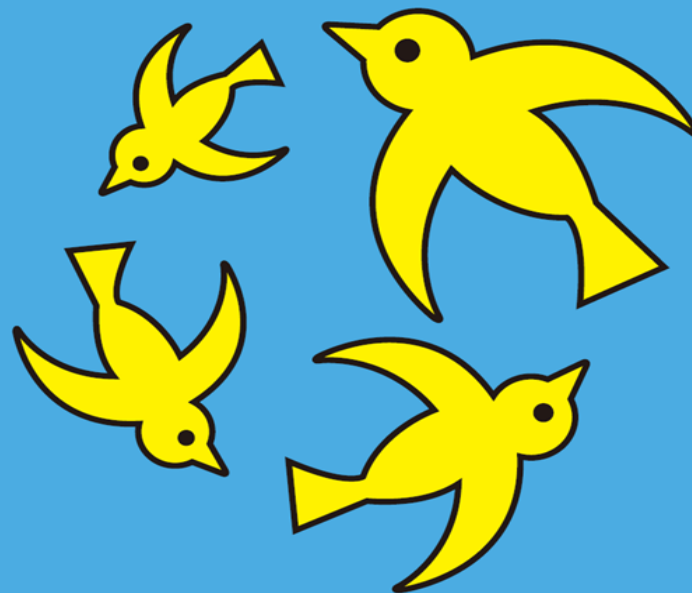


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



新教育課程の目指す資質・能力と「深い学び」

～中央教育審議会答申、学習指導要領、学習指導要領解説を手がかりに～


教育シンポジウム in 東京 2022

1. 検討の経緯
2. 「生きる力」の理念の具体化
3. 資質・能力の3つの柱
4. 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善～「深い学び」を中心に～

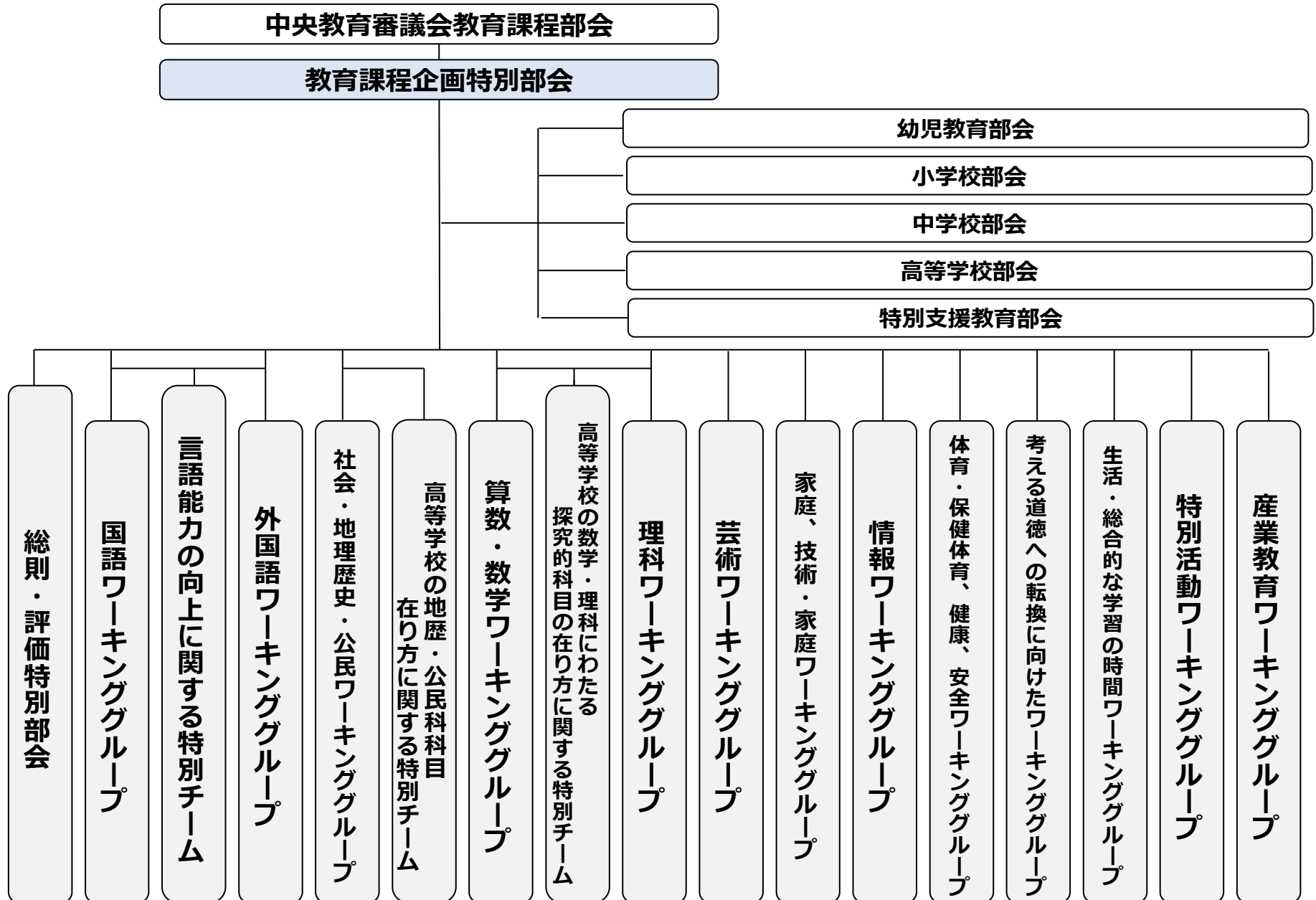
1

検討の経緯

議論の経過

平成24年12月 ～26年3月	育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する研究会
平成26年11月	中央教育審議会総会 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
平成26年12月	教育課程部会 ・ <u>教育課程企画特別部会</u> を設置
平成27年1月	教育課程企画特別部会（第1回）  新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、 教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り 方等に関する基本的な方向性について、計14回審議
平成27年8月	教育課程企画特別部会（第14回） 教育課程部会 「 <u>論点整理</u> 」をとりまとめ
平成27年 秋以降	論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討
平成28年8月	「審議まとめ」
平成28年12月	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等 の改善及び必要な方策等について（ <u>答申</u> ）」

学習指導要領改訂に向けた検討体制





【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(H28年12月21日 中央教育審議会)P1～2】

中央教育審議会においては、平成26年11月に文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問が行われたことを受け、我が国の教育実践や学術研究等の蓄積を生かしながら議論を重ね、教育課程企画特別部会において、改訂の基本的な考え方を昨年8月に「論点整理」としてまとめた。

この「論点整理」を踏まえ、各学校段階等や教科等別に設置された**専門部会**において、**学びや知識の本質や、教科等を学ぶ本質的な意義に立ち返り、深く議論を重ねてきた**。また、並行して「論点整理」の内容を幅広く広報し、教育関係者等間の議論も促してきた。その成果が、本年8月に教育課程部会が取りまとめた「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」である。

その後、**関係団体**からのヒアリングを実施したほか、**広く国民の皆様からも意見募集**を行ってきた。本答申は、こうした議論の深まりも踏まえ、我が国の学校教育がこれまでどのような成果を積み重ねてきたのかを振り返り、未来に向けてその位置付けを捉え直すことを通じて、**新しい学習指導要領等の姿と、その理念の実現のために必要な方策等**を示すものである。

2

「生きる力」の理念の具体化



【21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)(H8年7月 中央教育審議会より)】

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとして、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力

学習指導要領の変遷



幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(H28.12.21中央教育審議会答申)P16

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第3章 「生きる力」の理念の具体化と教育課程の課題

○ **新しい学習指導要領**等には、各学校がこうした教育課程の検討・改善や、創意工夫にあふれた指導の充実を図ることができるよう、「生きる力」とは何かを資質・能力として具体化し、教育目標や教育内容として明示したり、教科等間のつながりがわかりやすくなるよう示し方を工夫したりしていくことが求められる。

- 
- 「生きる力」とは何かを、資質・能力として具体化
 - 各学校における教育課程の検討・改善と、指導の充実

【新学習指導要領】

- すべての教科等の目標・内容を「**資質・能力の3つの柱**」で再整理
- カリキュラム・マネジメントの充実
- 「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善

新学習指導要領の全体構造



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

何が身についたか

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

3

資質・能力の3つの柱

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能
の習得

未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力等
の育成



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】

資質・能力の育成は、児童が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。

一方で、社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高めたり、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、児童が新たな知識や技能を得ようとしたり、知識や技能を確かなものとして習得したりしていくことも難しい。こうした「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達段階に応じて、児童が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

知識については、児童が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。また、芸術系教科における知識は、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となる。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】※①②は筆者追記

このように、**知識の理解の質を高めることが今回の改訂においては重視**されており、各教科等の指導に当たっては、**①学習に必要となる個別の知識については、教師が児童の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、②深い理解を伴う知識の習得につなげていくため、児童がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。**

こうした学習の過程はこれまでも重視され、**習得・活用・探究という学びの過程の充実に向けた取組が進められている。**今回の改訂においては、各教科等の特質を踏まえ、**優れた実践に共通して見られる要素が第1章総則第3の1(1)の「主体的・対話的で深い学び」として示されている。**



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】

児童が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、①において述べたように、「思考力、判断力、表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、それにより更に「思考力、判断力、表現力等」も高まるという相互の関係にあるものである。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】

学校教育法第30条第2項において、「**思考力、判断力、表現力等**」とは、「**知識及び技能**」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されている。この「**知識及び技能を活用して課題を解決する**」という過程については、中央教育審議会**答申**が指摘するように、**大きく分類して次の三つがあると考えられる。**

- ・ **物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程**
- ・ **精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程**
- ・ **思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程**

各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要である。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】

児童が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「**学びに向かう力、人間性等**」は、**他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素**である。児童の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

我が国の学校教育の特徴として、各教科等の指導を含めて学校の教育活動の全体を通して情意や態度等に関わる資質・能力を育んできたことを挙げるができる。例えば、国語を尊重する態度(国語科)、自然を愛する心情(理科)、音楽を愛好する心情(音楽科)、家庭生活を大切に
する心情(家庭科)など、各教科等においてどういった態度を育むかということ
を意図して指導が行われ、**それぞれ豊かな実践**が重ねられている。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第1節の3】

児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国語

第1 目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国語

第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。
 - ア 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。
 - ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

- (1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
 - (ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - (イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - (ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
 - (ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。
 - (イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

4

主体的・対話的で深い学びの視点からの
授業改善



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

平成26年11月20日の中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、具体的な審議事項として、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうあるべきか、特に今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるかを示した。

これを受けて、中央教育審議会では、我が国の学校教育の様々な実践や各種の調査結果、学術的な研究成果等を踏まえて検討が行われ、児童に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「**深い学び**」の視点に関して、各教科等の**学びの深まりの鍵**となるのが「**見方・考え方**」である。各教科等の**特質に応じた物事を捉える視点や考え方**である「**見方・考え方**」は、

- ① **新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、**
- ② **思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、**
- ③ **社会や世界にどのように関わるか（※筆者注：学びに向かう力・人間性等）の視座を形成したりするために重要なものであり、**

習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

なお、各教科等の解説において示している各教科等の**特質に応じた「見方・考え方」**は、当該教科等における**主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要**である。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3節1】

また、**思考・判断・表現の過程**には、

- 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
 - 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
 - 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程
- の大きく三つがある**と考えられる。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

このため、今回の改訂においては、各教科等の指導計画の作成上の配慮事項として、当該教科等の特質に応じた主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善について示している。具体的には、各教科等の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、共通に「単元(題材)など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、**児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること**」とした上で、当該教科等の特質に応じてどのような学習活動等の充実を図るよう配慮することが求められるかを示している。

小中学校学習指導要領（H29.3.31公示）における「主体的・対話的で深い学び」に関する記述

新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも規定していた指導上の工夫について整理して規定。

義務教育においては、新しい教育方法を導入しなければと浮足立つ必要はなく、これまでの蓄積を生かして子供たちに知識を正確に理解させ、さらにその理解の質を高めるための地道な授業改善が重要。

総則

小学校学習指導要領

第1章 総 則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。

中学校学習指導要領

第2章 各教科

第4節 理科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

<p style="text-align: center;">国語科</p>	<p style="text-align: center;">社会科</p>
<p>言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること</p>	<p>問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること</p>
<p style="text-align: center;">算数科</p>	<p style="text-align: center;">理科</p>
<p>数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象を数理的に捉え、算数の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること</p>	<p>理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習の充実を図ること</p>
<p style="text-align: center;">生活科</p>	<p style="text-align: center;">音楽科</p>
<p>児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること</p>	<p>音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること</p>
<p style="text-align: center;">図画工作科</p>	<p style="text-align: center;">家庭科</p>
<p>造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること</p>	<p>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、日常生活の中から問題を見だして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図ること</p>

<p style="text-align: center;">体育科</p>	<p style="text-align: center;">外国語科</p>
<p>体育や保健の見方・考え方を働かせ，運動や健康についての自己の課題を見付け，その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること</p>	<p>具体的な課題等を設定し，児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら，コミュニケーションの目的や場面，状況などを意識して活動を行い，英語の音声や語彙，表現などの知識を，五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること</p>
<p style="text-align: center;">外国語活動</p>	<p style="text-align: center;">総合的な学習の時間</p>
<p>具体的な課題等を設定し，児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら，コミュニケーションの目的や場面，状況などを意識して活動を行い，英語の音声や語彙，表現などの知識を，三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること</p>	<p>児童や学校，地域の実態等に応じて，児童が探究的な見方・考え方を働かせ，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること</p>
<p style="text-align: center;">特別活動</p>	
<p>よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう，児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で，互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること</p>	



【小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第3節の1】

今回の改訂では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。その際、以下の6点に留意して取り組むことが重要である。

- ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ウ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。



【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(H28年12月21日 中央教育審議会)P48】

- 我が国では、教員がお互いの授業を検討しながら学び合い、改善していく「授業研究」が日常的に行われ、国際的にも高い評価を受けており、子供が興味や関心を抱くような身近な題材を取り上げて、学習への主体性を引き出したり、相互に対話しながら多様な考え方に気付かせたりするための工夫や改善が続けられてきている。こうした「**授業研究**」の成果は、**日本の学校教育の質を支える貴重な財産**である。
- 一方で、こうした工夫や改善の意義について十分に理解されないと、例えば、**学習活動を子供の自主性のみに委ね、学習成果につながらない「活動あって学びなし」と批判される授業に陥ったり、特定の教育方法にこだわるあまり、指導の型をなぞるだけで意味のある学びにつながらない授業になってしまったり**という恐れも指摘されている。

「指導方法を焦点の一つとすること」について



【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(H28年12月21日 中央教育審議会)P48】

○ 平成26年11月の諮問以降、学習指導要領等の改訂に関する議論において、こうした**指導方法を焦点の一つとすることについては、注意すべき点も指摘**されてきた。つまり、育成を目指す資質・能力を総合的に育むという意義を踏まえた積極的な取組の重要性が指摘される一方で、**指導法を一定の型にはめ、教育の質の改善のための取組が、狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始するのではないか**といった懸念などである。我が国の教育界は極めて真摯に教育技術の改善を模索する教員の意欲や姿勢に支えられていることは確かであるものの、これらの工夫や改善が、ともすると本来の目的を見失い、特定の学習や指導の「型」に拘泥する事態を招きかねないのではないかと**の指摘を踏まえての危惧と**考えられる。

○ 変化を見通せないこれからの時代において、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を子供たちに育むためには、**教員自身が習得・活用・探究という学びの過程全体を見渡し、個々の内容事項を指導することによって育まれる資質・能力を自覚的に認識しながら、子供たちの変化等を踏まえつつ自ら指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められる。**



新教育課程の目指す資質・能力と「深い学び」

1. 検討の経緯
2. 「生きる力」の理念の具体化
3. 資質・能力の3つの柱
4. 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善



【小学校学習指導要領(平成29年3月 告示) 前文 ※番号、下線は筆者】

学習指導要領が果たす役割の一つは、**公の性質を有する学校**における**教育水準を全国的に確保**することである。

また、**各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、**

①**長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、**

②**児童や地域の現状や課題を捉え、**

③**家庭や地域社会と協力して、**

学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。